

を超える者 等

図16

| 変更案   |  |
|---|--|
| <p><b>質問2</b> あなたは昨年1年間（平成27年1月～12月）に何らかの所得を受け取りましたか。</p> <p>受け取った所得の種類ごとに金額を記入してください。</p> <p>雇用者所得 01 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 万円</p> <p>億 千 百 十 一</p> <p>現 行</p> | <p>〔1年分の所得金額がわからないときは、1か月の収入の12倍にボーナス分を加えるなどして、1年分の金額を計算して記入してください。〕</p> <p><b>働いて得た所得</b></p> <p>勤め先から受け取った給料、賃金、賞与（ボーナス）を合わせた税込み金額を記入してください。アルバイト等による所得も含まれます。</p> <p>【参考書類】源泉徴収票〔原本又は写し〕<br/>給与明細書</p> <p><b>確定申告書〔控〕</b></p> |
| 現 行   |  |
| <p><b>質問2</b> あなたは昨年1年間（平成24年1月～12月）に何らかの所得を受け取りましたか。</p> <p>受け取った所得の種類ごとに金額を記入してください。</p> <p>雇用者所得 01 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 万円</p> <p>億 千 百 十 一</p>            | <p>〔1年分の所得金額がわからないときは、1か月の収入の12倍にボーナス分を加えるなどして、1年分の金額を計算して記入してください。〕</p> <p><b>働いて得た所得</b></p> <p>勤め先から受け取った給料、賃金、賞与（ボーナス）を合わせた税込み金額を記入してください。アルバイト等による所得も含まれます。</p> <p>【参考書類】源泉徴収票〔原本又は写し〕<br/>給与明細書</p>                        |

## イ 集計事項の変更

本申請では、世帯票の教育、健康票の健診等の受診状況等及び健康票のがん検診の状況に係る調査事項の追加・変更等に伴い、関連する集計事項を変更する計画である。

これらについては、最終卒業学校が特別支援学校・特別支援学級の者の就業状況等の把握並びに健診等及びがん検診の受診機会の的確な把握に資するものと認められることから、おおむね適当である。

ただし、所得票に係る集計事項について、妻の就業形態の相違による世帯所得への影響を経年的に明らかにする観点から、末子の年齢と「夫婦ともに正規の職員・従業員」「夫が正規の職員・従業員、妻がパート等非正規の職員・従業員」「夫が正規の職員・従業員、妻が無職」の世帯類型別にみた世帯の累積収入分布を表章する必要があることを指摘する。

## ウ 東日本大震災の影響に伴う調査計画の規定の削除

本申請では、東日本大震災の影響により、平成23年調査（簡易調査）の実施時には岩手県、宮城県及び福島県内全てを調査対象地域から除外していたのを、平成24年調査（簡易調査）時には福島県については引き続き調査対象地域から除外する一方で、岩手県及び宮城県については、沿岸部市町村の調査区が抽出された場合は、調査実施の可否を確認し、調査不可能な場合は代替調査区を抽出することとしていた調査計画の規定を削除する計画である。

これについては、前回の大規模調査である平成25年調査から、上記3県においても東日本大震災の影響が解消され既に調査対象地域となっていることを踏まえ、上記の対応に係る調査計画の規定を削除するものであることから、適当である。

## 2 統計委員会諮問第45号の答申における「今後の課題」への対応状況について

本調査については、平成25年に実施された前回の大規模調査に係る本委員会の答申（諮問第45号の答申「国民生活基礎調査の変更について」（平成25年1月25日付け府統委第7号。以下「前回答申」という。））において、①就業・雇用形態の区分に関する用語・概念の見直し、②睡眠に関する調査事項の在り方の検討、③非標本誤差<sup>（注）</sup>の縮小等に向けた取組の3事項に関する検証・検討の必要性が指摘されている、  
（注）「非標本誤差」とは、調査票未回収、未回答等により生じる調査結果の誤差のことである。

これらの指摘事項に関する厚生労働省の対応状況（検証・検討結果）の概要は、別添のとおりである。

別添の厚生労働省の対応状況についての評価は、以下のとおりである。

### （1）就業・雇用形態の区分に関する用語・概念の見直しについて

本課題については、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ。以下「ガイドライン」という。）において世帯に関する調査は適用対象外となっていることや、特段の対応を図ることも求められていないことから、現状のままとするとの調査実施者の結論は現時点ではやむを得ないものとするが、今後のガイドラインの見直しに係る検討状況を踏まえ、所要の対応を行う必要がある。

### （2）睡眠に関する調査事項の在り方の検討について

本課題については、厚生労働省の有識者による「健康づくりのための睡眠指針の改定に関する検討会」（座長：内山真日本大学医学部精神医学系主任教授）において学術的な議論も踏まえて策定した「健康づくりのための睡眠指針2014」（平成26年3月厚生労働省健康局）において、「眠たくなってから寝床に就く、就床時刻にこだわりすぎない」といったことが重要とされていること、また、社会生活基本調査（総務省所管の基幹統計調査）において、国民の1日の生活時間の配分を捉える中で、就寝時刻及び睡眠時間について把握していることから、就寝時刻の把握を見送るとの調査実施者の結論については報告者負担の観点からも妥当

であると評価する。

### (3) 非標本誤差の縮小等に向けた取組について

本課題については、次のとおりである。なお、本課題中、所得票及び貯蓄票による調査の標本規模の拡大に係る部分については、後述3のとおりである。

#### ア 調査結果の推計等における課題・問題に対する取組について

厚生労働省では、有識者による「国民生活基礎調査の標本設計・推定手法等に関する研究会」（座長：岩崎学成蹊大学理工学部教授。以下「研究会」という。）を開催し研究結果を取りまとめており（平成23年3月）、改めて同研究会の結果についての報告がなされた。本調査は集落抽出法<sup>(注)</sup>により標本設計されており、当該研究結果では、世帯票に回答したが所得票に回答しなかった世帯について「傾向スコア」による方法で所得額を推計し、調査対象世帯全体の総所得の補正の可能性を検討した結果、一定の有効性は確認できたものの、各手法によって補正結果に差異が生ずることなどから、特定の補正方法を公的統計である本調査に採用することは困難であるとの結論であった。

また、平成22年の国勢調査の結果と本調査の結果（推計値）について、世帯主の年齢階級別世帯数の分布を比較すると、図17のとおり、特に若年層の単独世帯数において乖離が、また、表1のとおり、政令指定都市等大都市を抱える都府県における単独世帯の乖離が大きいことが認められる。

これらについては、世帯属性別の非回答が非標本誤差の要因であり、研究会では世帯票の推計方法について、国勢調査（総務省が所管する基幹統計調査）と同じ調査地区内では世帯の性質が似ていると仮定するなど3種類の方法により検証したが、どのような方法も一長一短があり、補正結果が補正しない場合より良くなったかどうかを含め、有効性が判断できなかったことから、厚生労働省としては直ちに乖離の縮小の改善を図ることは困難であるとしている。しかしながら、同省は、工程表を作成しこれに基づき、本調査及び国勢調査の世帯属性等の比較・検証や本調査の推計方法等の改善に向けた検討を行うこととしていること、情報提供の充実を図ろうとしていることは一定程度評価できる。

以上の状況にあり、工程表に基づき具体的に以下の取組を行っていく必要がある。

- ① 本調査は、国勢調査の調査区から調査対象となる地区を抽出（約5,500地区）していることから、両調査の調査対象世帯について、地区や年次等、一定の条件の下での世帯属性や年齢構成についての比較・検証（後述4－（1）－ア参照）
- ② 全世帯を対象として実施している国勢調査と本調査結果（推計値）との間の分布において乖離が認められるため、結果精度の更なる向上を図る観点からの推計方法等に係る所要の検討（後述4－（1）－イ参照）
- ③ 本調査結果の適切な利用を促す観点から、本調査に係る集落抽出法をはじめとする調査に係る基本的な事項や国勢調査と本調査結果の分布の乖離の状況等

についての積極的な情報提供（後述4－（3）参照）

（注）集落抽出法とは、母集団がいくつかの個体からなる「集落」から構成されている場合に、その集落を抽出し、その集落内のすべての個体を調査する抽出法である。集落抽出法には、①調査対象となる地区の全世帯が報告者であること、②報告者が集中していることにより、調査員調査の稼働率が高く経費を安く抑えることができること、③調査対象となる地区の全世帯が報告者であるため、調査協力の説明が効率的といったメリットがある一方、未回収世帯に係る代替標本の選定を行わない方法であり、集落間に回収率にばらつきが生じるといった側面もある。なお、本調査では、この集落抽出法により設定した調査地区や調査単位区内に所在するすべての世帯を対象に調査を実施している。

図 17 平成 22 年国勢調査と平成 22 年国民生活基礎調査の比較

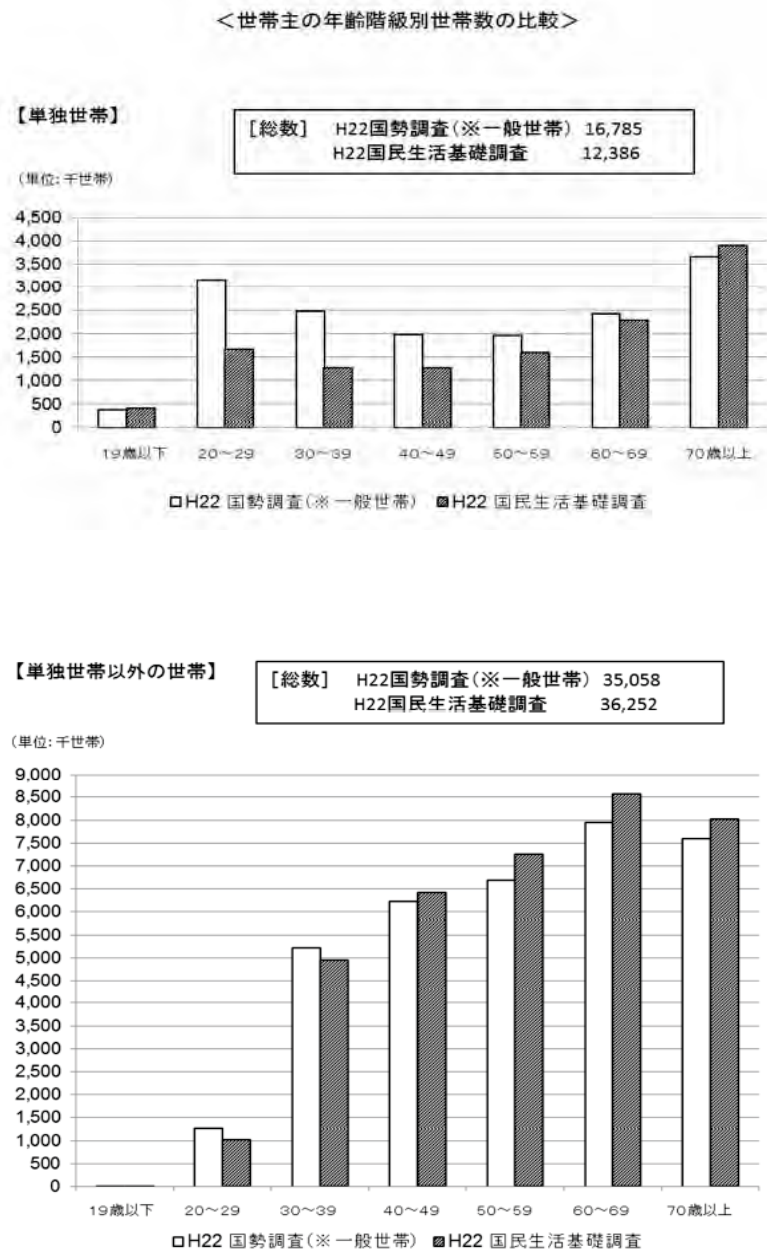


表 1 平成 22 年国勢調査と平成 22 年国民生活基礎調査の比較

＜世帯数、世帯構造・世帯主の年齢（10 歳階級別）の比較＞  
 （全国・東京都・神奈川県・愛知県・大阪府）

| (単位:千世帯)  |                     |        |                      |               |                 |             |               |            |        |                 |        |               |
|---|---------------------|--------|----------------------|---------------|-----------------|-------------|---------------|------------|--------|-----------------|--------|---------------|
|   | H22 国勢調査(※一般世帯) (A) |        |                      |               | H22 国民生活基礎調査(B) |             |               | 差((B)-(A)) |        |                 |        |               |
|   | 総数                  | 単独世帯   | 単独世帯<br>(日本人)<br>(a) | 単独世帯以<br>外の世帯 | 総数              | 単独世帯<br>(b) | 単独世帯以<br>外の世帯 | 総数         | 捕捉率    | 単独世帯<br>(b)-(a) | 捕捉率    | 単独世帯以<br>外の世帯 |
| ○「一般世帯」…一般世帯とは、「施設等の世帯」以外の世帯をいう。「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者などからなる世帯をいう。<br>○千世帯で四捨五入しているため、総数と合わない場合がある。 |                     |        |                      |               |                 |             |               |            |        |                 |        |               |
| 全 国   | 51,842              | 16,785 | 15,483               | 35,058        | 48,638          | 12,386      | 36,252        | ▲ 3,204    | 93.82  | ▲ 3,097         | 80.00  | 1,194         |
| 19歳以下   | 390                 | 379    | 341                  | 11            | 424             | 413         | 11            | ▲ 34       | 108.69 | ▲ 72            | 121.18 | ▲ 0           |
| 20～29歳  | 4,441               | 3,168  | 2,860                | 1,273         | 2,673           | 1,659       | 1,014         | ▲ 1,768    | 60.19  | ▲ 1,201         | 58.01  | ▲ 259         |
| 30～39   | 7,704               | 2,480  | 2,298                | 5,224         | 6,218           | 1,268       | 4,950         | ▲ 1,486    | 80.71  | ▲ 1,030         | 55.17  | ▲ 274         |
| 40～49   | 8,203               | 1,971  | 1,849                | 6,232         | 7,682           | 1,260       | 6,422         | ▲ 521      | 93.65  | ▲ 589           | 68.13  | 190           |
| 50～59   | 8,647               | 1,962  | 1,865                | 6,685         | 8,849           | 1,600       | 7,249         | 202        | 102.33 | ▲ 265           | 85.80  | 564           |
| 60～69   | 10,371              | 2,416  | 2,319                | 7,955         | 10,837          | 2,273       | 8,564         | 466        | 104.50 | ▲ 46            | 98.01  | 609           |
| 70歳以上   | 11,261              | 3,669  | 3,588                | 7,592         | 11,911          | 3,895       | 8,016         | 650        | 105.77 | 307             | 108.56 | 424           |
| 不 詳   | 826                 | 740    | 362                  | 86            | 45              | 18          | 25            | ▲ 781      | 5.45   | ▲ 344           | 4.97   | ▲ 61          |
| 東 京   | 6,382               | 2,922  | 2,641                | 3,460         | 5,466           | 1,783       | 3,683         | ▲ 916      | 85.65  | ▲ 858           | 67.51  | 223           |
| 19歳以下   | 53                  | 52     | 43                   | 2             | 34              | 32          | 2             | ▲ 19       | 63.84  | ▲ 11            | 73.78  | 0             |
| 20～29歳  | 807                 | 661    | 593                  | 145           | 352             | 266         | 86            | ▲ 455      | 43.65  | ▲ 327           | 44.88  | ▲ 59          |
| 30～39   | 1,174               | 586    | 540                  | 588           | 760             | 226         | 534           | ▲ 414      | 64.71  | ▲ 314           | 41.89  | ▲ 54          |
| 40～49   | 1,112               | 403    | 372                  | 709           | 996             | 211         | 785           | ▲ 116      | 89.58  | ▲ 161           | 56.79  | 76            |
| 50～59   | 893                 | 288    | 266                  | 605           | 878             | 201         | 677           | ▲ 15       | 98.30  | ▲ 65            | 75.44  | 72            |
| 60～69   | 1,024               | 337    | 316                  | 687           | 1,067           | 289         | 778           | 43         | 104.23 | ▲ 27            | 91.41  | 91            |
| 70歳以上   | 1,168               | 466    | 445                  | 703           | 1,372           | 554         | 818           | 204        | 117.46 | 109             | 124.59 | 115           |
| 不 詳   | 151                 | 130    | 67                   | 21            | 8               | 4           | 4             | ▲ 143      | 5.30   | ▲ 63            | 5.99   | ▲ 17          |
| 神 奈 川   | 3,830               | 1,294  | 1,203                | 2,536         | 3,525           | 936         | 2,589         | ▲ 305      | 92.03  | ▲ 267           | 77.79  | 53            |
| 19歳以下   | 28                  | 27     | 25                   | 1             | 35              | 34          | 1             | 7          | 124.81 | 9               | 138.52 | 0             |
| 20～29歳  | 369                 | 276    | 256                  | 94            | 252             | 161         | 91            | ▲ 117      | 68.26  | ▲ 95            | 62.87  | ▲ 3           |
| 30～39   | 658                 | 234    | 220                  | 424           | 549             | 114         | 435           | ▲ 109      | 83.43  | ▲ 106           | 51.90  | 11            |
| 40～49   | 707                 | 180    | 170                  | 527           | 657             | 121         | 536           | ▲ 50       | 92.90  | ▲ 49            | 71.09  | 9             |
| 50～59   | 596                 | 140    | 132                  | 457           | 611             | 117         | 494           | 15         | 102.49 | ▲ 15            | 88.94  | 37            |
| 60～69   | 711                 | 170    | 162                  | 542           | 724             | 165         | 559           | 13         | 101.77 | 3               | 102.04 | 17            |
| 70歳以上   | 716                 | 228    | 222                  | 488           | 694             | 223         | 471           | ▲ 22       | 96.89  | 1               | 100.38 | ▲ 17          |
| 不 詳   | 44                  | 39     | 17                   | 5             | 3               | 1           | 3             | ▲ 41       | 6.86   | ▲ 16            | 5.76   | ▲ 2           |
| 愛 知   | 2,930               | 923    | 808                  | 2,007         | 2,621           | 568         | 2,053         | ▲ 309      | 89.46  | ▲ 240           | 70.30  | 46            |
| 19歳以下   | 22                  | 22     | 19                   | 1             | 13              | 12          | 1             | ▲ 9        | 57.98  | ▲ 7             | 61.92  | 0             |
| 20～29歳  | 283                 | 200    | 176                  | 84            | 141             | 81          | 60            | ▲ 142      | 49.81  | ▲ 95            | 46.06  | ▲ 24          |
| 30～39   | 491                 | 147    | 133                  | 344           | 387             | 63          | 324           | ▲ 104      | 78.87  | ▲ 70            | 47.33  | ▲ 20          |
| 40～49   | 503                 | 112    | 102                  | 391           | 471             | 64          | 407           | ▲ 32       | 93.72  | ▲ 38            | 62.61  | 16            |
| 50～59   | 457                 | 101    | 92                   | 357           | 475             | 82          | 393           | 18         | 103.88 | ▲ 10            | 88.71  | 36            |
| 60～69   | 569                 | 121    | 114                  | 448           | 576             | 111         | 465           | 7          | 101.18 | ▲ 3             | 97.55  | 17            |
| 70歳以上   | 544                 | 162    | 156                  | 382           | 553             | 153         | 400           | 9          | 101.66 | ▲ 3             | 98.25  | 18            |
| 不 詳   | 61                  | 60     | 16                   | 1             | 3               | 1           | 1             | ▲ 58       | 4.95   | ▲ 15            | 6.45   | 0             |
| 大 阪   | 3,823               | 1,368  | 1,248                | 2,455         | 3,518           | 1,011       | 2,507         | ▲ 305      | 92.02  | ▲ 237           | 81.02  | 52            |
| 19歳以下   | 26                  | 25     | 22                   | 1             | 28              | 28          | 0             | 2          | 107.03 | 6               | 129.23 | ▲ 1           |
| 20～29歳  | 323                 | 228    | 203                  | 96            | 188             | 111         | 77            | ▲ 135      | 58.12  | ▲ 92            | 54.64  | ▲ 19          |
| 30～39   | 593                 | 193    | 177                  | 399           | 498             | 100         | 398           | ▲ 95       | 84.05  | ▲ 77            | 56.60  | ▲ 1           |
| 40～49   | 642                 | 165    | 151                  | 477           | 605             | 113         | 492           | ▲ 37       | 94.24  | ▲ 38            | 74.81  | 15            |
| 50～59   | 585                 | 158    | 145                  | 427           | 595             | 126         | 469           | 10         | 101.77 | ▲ 19            | 86.73  | 42            |
| 60～69   | 789                 | 234    | 219                  | 554           | 791             | 208         | 583           | 2          | 100.28 | ▲ 11            | 94.83  | 29            |
| 70歳以上   | 806                 | 320    | 307                  | 486           | 809             | 323         | 486           | 3          | 100.39 | 16              | 105.25 | 0             |
| 不 詳   | 60                  | 44     | 24                   | 16            | 4               | 3           | 2             | ▲ 56       | 6.68   | ▲ 21            | 12.63  | ▲ 14          |

イ 回収率の向上に向けた取組について

本調査における世帯票及び所得票の回収率及び面接不能率は、表 2 のとおりであり、厚生労働省は、非標本誤差の縮小を図るため、平成 29 年以降の本調査（簡易調査）実施に合わせて、調査員が調査した時点では未回収世帯である面接不能世帯（面接も連絡も取れないような世帯）を対象に「郵送回収」の導入に向けて試行的な検証を検討している。